

重要事項説明書

介護老人保健施設 好日苑について

当施設は、ご契約者に対して介護老人保健施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご留意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業者

法人名 医療法人松寿会
法人所在地 山口県防府市戎町二丁目5番30号
電話番号 0835-26-5010
代表者氏名 理事長 松村 康博
設立年月日 平成8年3月6日

2. 事業所の概要

種類 介護老人保健施設
施設名称 介護老人保健施設 好日苑
所在地 山口県防府市戎町二丁目5番1号
電話番号 0835-26-5010
管理者名前 施設長 松村 康博
開設年月日 平成10年4月10日
事業所定員 80名（短期入所療養介護事業を含む）
介護保険事業所番号 第3550680031号

3. 事業の目的

当施設は、介護保険法令の趣旨に従い、要介護状態であって、心身機能の維持回復を図り居宅生活を営むことができるよう支援が必要な方（以下、「利用者」という。）に介護および機能訓練のほか必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことを目的とします。

4. 運営方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、施設サービスを提供します。
- ・明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行います。
- ・関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- ・在宅支援・在宅復帰のための地域拠点となる施設をめざします。

5. 居室及び設備の状況

当施設の居室及び設備は次のとおりです。居室の利用は原則として利用者・家族のご要望をお

聞きした上で、利用者の心身の状態及び居室の空き状況等を勘案の上、決定します。

部屋名	室数	部屋名	室数
個室	7室	サービスステーション	2カ所
2人室	11室	診察室	1室
3人室	1室	家族相談室	1室
4人室	12室	機能訓練室	1室
食堂	1カ所	一般・機械入浴	各1ヶ所

6. 職員の配置及び職務の内容

当施設の職員は、厚生省令の人員配置基準を遵守するとともに、次の職員を配置し、勤務の体制を確保します。尚、配置人員は指定基準を遵守しつつ、利用者の介護の状況等により変動することがあります。

(1) 管理者 1人

介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

(2) 医師 1人以上

利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(3) 薬剤師 1人以上

医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

(4) 看護職員 8人以上

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

(5) 介護職員 19人以上

利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

(6) 支援相談員 1人以上

利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(8) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(9) 介護支援専門員 1人以上

利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(10) 事務員、調理員その他の職員 実状に応じた適当数

事務員：介護老人保健施設運営に係る事務を行う。

清掃員：介護老人保健施設の清掃を行う

調理員：利用者へ提供する食事の調理を行う。(委託)

7. 職員の勤務時間

(1) 管理者	8:30～17:30
(2) 医師	8:30～17:30
(3) 薬剤師	8:30～12:30
(4) 看護職員	8:30～17:30、17:00～翌 10:00
(5) 介護職員	7:00～16:00、7:50～16:50、8:30～17:30、10:00～19:00、 17:00～翌 10:00
(6) 支援相談員	8:30～17:30
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	8:30～17:30
(8) 管理栄養士又は栄養士	8:30～17:30
(9) 介護支援専門員	8:30～17:30
(10) 事務員	8:30～17:30
清掃員	8:00～13:00

8. 当施設が提供するサービス

(1) 食事

管理栄養士により、利用者の栄養並びに嗜好を考慮した食事を提供します。又、自立支援のため、食事は原則として食堂で摂っていただきます。

食事時間：朝食 8 時～ 昼食 1 2 時～ 夕食 1 7 時 3 0 分～

(2) 入浴

原則として、週 2 回（一般浴又は機械浴）ご利用いただきます。但し、身体的に入浴が困難と認められる時は、清拭に変更する場合があります。

(3) 排泄

自立促進のため、利用者の身体能力を最大限に活用して、トイレ誘導を行いオムツ外

しに努めます。

(4) リハビリテーションマネジメント

利用者の心身等の状況に応じた機能回復訓練又はその減退防止に努めます。

(5) 健康管理

医師並びに看護、介護職員等により、利用者の心身状況等の健康管理に努めます。

(6) 栄養マネジメント

利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、職員が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食事形態に配慮した栄養ケア計画を作成・実施します。

(7) 事故発生時の対応

利用者の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の応急処置に全力を尽し、直ちに医師に報告し指示を仰ぐとともに、併設病院又は協力病院に対し救急要請を行い、家族及び行政の関係部署にも連絡を行います。

事故調査委員会を設置し、原因の究明と再発防止に努め、調査の結果報告を利用者並びに家族へ説明致します。

利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償を行います。

(8) その他

寝たきり防止のため、可能な限り離床に努めます。

日常生活に変化をつけるため、レクリエーションやクラブ活動を行います。

快適な日常生活が送れるよう、衛生面にも配慮します。

9. サービスの料金とお支払い方法

(1) サービスの料金

介護保険給付の対象となるサービスの提供を受けた場合は、通常、利用料の1割を自己負担いただきますが、一定以上の所得のある方は、負担割合が2～3割になります。サービスの利用料金（1日あたり）については別表（1）～（3）を参照願います。

利用者が介護保険の適用を受けていない場合、又は、介護給付の対象とならないサービスの提供を受けた場合は、利用料の全額が自己負担となります。

利用者が、未だ要介護認定を受けていない場合には、要介護度認定後、自己の申請により介護保険から返還される制度があります。

(無料低額サービス事業)

経済状況等の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、事前の相談と申請をいただくことにより、相当額に変更することがあります。その際は、事業についての趣旨の説明を行い、了解を得ます。

(2) お支払い方法

利用料金のお支払いは、サービスの利用期間ごとに計算して、請求しますので、翌月の末日までに下記ご指定の方法にてお支払い下さい。

尚、領収書の再発行はできません。

- ①金融機関からの自動引き落とし
- ②窓口での現金払い
- ③指定口座への振り込み

※振込手数料は利用者・家族の負担となります。

10. 入所中の医療の提供

医療を必要と認めた場合には、下記の協力医療機関において診療を受けることがあります。

但し、優先的な診療や入院治療の義務付けや保証をするものではありません。

- (1) 医療法人 米沢記念 桑陽病院 (防府市車塚町 3-20)
- (2) 医療法人 神徳会 三田尻病院 (防府市お茶屋町 3-27)
- (3) 医療法人社団 松友会 松本外科病院 (防府市天神 2-1-44)
- (4) 医療法人 貴和会 防府病院 (防府市高井 961 番地)
- (5) 医療法人社団 なごみ歯科クリニック (防府市植松 559-1)

11. 施設利用の前にご理解を頂く事項

(1) 保険医療機関の受診について

当施設への入所中は原則として医療保険（健康保険）が使用出来ません。

当施設が入所中の利用者に保険医療機関への受診が必要と判断した場合、利用者の家族に連絡し、家族に利用者の受診付添いをお願いいたします（救急車への付き添いも含みます）。その際、医療保険での対応が必要となった場合等には、施設を退所する事での対応となります。

(2) 事故の危険性について

利用者は自宅と同様、転倒、それによる打撲や骨折等が当施設におきましても、起こるりうると考えられます（実際この様な事は起こっております）。もちろん、職員は事故が起こる事の無いよう、職務に従事しております。しかしながら、職員の勤務体制が日勤帯でも複数の利用者に対し1人となっており、1対1の介護が出来ない状態にあることのご理解と、利用者の家族の協力をお願いします。

(3) 「滑落や転倒など普通に起こると考えられる事故」が起こった場合

当施設が契約に沿って、通常の職務を遂行している中で、事故が起こった場合には、その旨を家族に連絡いたします。その結果、受診が必要と判断した場合は、11.(1)の手順で受診して頂きます。

(4) 他の事故が起こった場合

当施設が契約に反し、または介護の不手際により事故が起こった場合、その旨を家族に連絡し、適切な処置行うことはもとより、保険者または監督指導機関にも連絡をし、早急な問題解決に協力いたします。

(5) 退所について

退所日は、利用者・家族・担当居宅介護支援員等と協議の上、退所予定日を決めていきます。

退所予定日を前に、利用者の身体的・精神的状況により、当施設が入所の継続を困難と判断した場合、家族に連絡し、「即時退所」のお願いをさせていただきます。また、必要に応じて、退所予定日の見直しも行います。

(6) 介護の担い手

当施設は、入所という形を取りながらも、家族と共に介護を行っていきたいと考えております。つきましては、出来るだけ多くの方に、利用者への面会・電話の応答・外出・外泊、または不隠時の相談相手等となっていただきますようお願いいたします。

(7) 個人情報保護管理について

当施設の職員は、業務上知り得た契約者又は扶養義務者もしくはその家族等に関する情報を、個人情報保護管理規定に基づき、正当な理由なく第三者に提供しません。但し、下記に該当する場合には、情報提供を行うことがあります。

- ①介護保険サービス利用のため、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への療養状況の提供。
- ②介護保険サービスの質の向上のために行う学会、研究会等での事例研究報告等。
尚、この場合には、個人を特定できないよう匿名化等の対応を行います。
- ③前項に掲げる事項については、介護老人保健施設サービス終了後及び職員の退職後も同様の扱いとします。

(8) 契約者の記録や情報の管理、開示について

当施設では、契約者の記録や情報を管理し、契約者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料等の諸経費は、契約者の負担となります。)

(9) 災害対策について

火災発生防止にむけて火元責任者及び防火管理者の設置、風水害、地震等の自然災害に対処するための防災計画を作成するなどの災害対策を行います。

- ①火元責任者・防火管理者には、事業所の職員を充てています。
- ②非常災害用設備の保守・日常点検は、契約保守業者ならびに事業所の職員が行います。
- ③非常災害に備えて、自衛消防隊を編成し、消防訓練を実施しています。

(ア) 消防訓練（消火、通報、避難）は年2回以上実施し、うち1回は夜間を想定して行っています。

(イ) 災害設備の使用方法の徹底については随時行っています。

④その他、必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処することとします。

(10) 虐待防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

②よりきめ細かいケアプランの作成など適切な介護サービスの提供に努めます。

③職員が介護にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(11) 身体的拘束廃止について

利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束・制限は行いません。

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設は利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束を行わないケアの実施に努めます。

(12) その他

当施設では、利用者や家族、その他関係者からの贈り物の受け取りはお断りさせていただきます。年賀状や各季節の挨拶状、お中元やお歳暮につきましてもお返しさせていただきますので、ご配慮頂きますよう宜しくお願い致します。

レクリエーションなど施設でのイベント・行事の様子を広報誌やホームページに掲載を行います。写真などの掲載に不都合がある場合、事前にお知らせください。

12. 施設利用にあたっての留意事項

・規律

施設利用中は当施設の指示・指導及び日程表等に従っていただきます。指定された居室は勝手に変更してはなりません。

・迷惑行為

騒音等他の入所者の迷惑になる行為はしてはいけません。他人の居室には立ち入らないなど、他の入所者等への迷惑行為や施設の指示が守れないときには退所になることもあります。営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動も禁止です。

- ・ 他人への排撃や自由への侵害

宗教や習慣の相違などで他人を排撃したり、又は自己の意志で他人の自由を侵したりしてはいけません。

- ・ 食事

特段の事情がない限り施設が提供する食事をお召し上がりいただきます。また、食事の持ち込みはご遠慮ください。

- ・ 洗濯物

原則としてご家族でお願いいたします。週1～2回程度を目安に取りにお越しく下さい。また、有料にて業者委託も利用できます。

- ・ 面会

午後1時30分～午後5時までです。受付にある面会票にご記入の上、直接居室をお訪ねください。

- ・ 外出・外泊

事前に届出書を提出のうえ承認が必要です。送迎は家族・関係者でお願いします。外出・外泊中も保険医療機関への受診はできません。他の医療機関にも迷惑をかけることとなりますので、受診や投薬を受ける前には必ずご相談ください。

- ・ 喫煙

入所中は禁煙となります。面会者を含め敷地内は全て禁煙です。

- ・ 飲酒

飲酒はできません。

- ・ 火気取扱

建物内での火気の使用はできません。

- ・ 建物・設備・備品の利用

大切に扱い、無断で位置や形状を変更してはなりません。これに反した利用により損害が生じた場合、弁償することになります。

- ・ 所持品・備品・電気器具等の持ち込み

事前の許可が必要です。電気器具の使用には電気代がかかります。テレビは他の迷惑にならない場合において持ち込みができます。所持品にはすべて記名してください。

・金銭・貴重品の管理

多額の現金、貴重品の持込みはお断りします。現金、貴重品は個人の責任で保管してください。入所者の保管を原則としますが、管理しがたい場合、保管について相談ください。

・ペットの持ち込み

持ち込み及び飼育はできません。

13. サービスの利用ができなくなる場合（契約の終了）

- (1) 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立もしくは要支援と認定された場合。
- (2) 事業者が解散や破産、もしくは、やむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合。
- (3) 当施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合。
- (4) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は、指定を辞退した場合。
- (5) 利用者からの退所の申し出による場合。

契約の有効期間内であっても、利用者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の2日前までに、申し出ることとします。但し下記の場合は即時に契約を解約、解除し退所することができます。

- (ア) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金の変更に同意できない場合。
 - (イ) 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく、サービスを実施しない場合。
 - (ウ) 事業者もしくはサービス従事者が個人情報保護法に違反した場合。
 - (エ) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (6) 当施設からの申し出により退所していただく場合。

契約期間内であっても、下記の事項に該当する場合は、契約期間内であっても、早期に退所していただく場合があります。

 - (ア) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - (イ) 利用者等により、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、催告したにも関わらずこれを支払わない場合。
 - (ウ) 利用者の故意又は重大な過失により、当施設又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、心身、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為やハラスメント行為を行った場合。
 - (エ) 利用者が病院又は診療所等に入院した場合。
 - (オ) 利用者が他の介護保険施設等に入所・入居した場合。

- (7) 円滑な退所のための援助

当施設を退所する場合には、利用者の希望により心身の状況等を勘案した、必要な援助を行います。

- (ア) 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介。
- (イ) 居宅介護支援事業所の紹介。
- (ウ) その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介。

1 4. 連帯保証人について

契約締結にあたり、利用料のお支払い並びに身元引受人として、連帯保証人を定めていただきます。連帯保証人は、利用者の身の上に関わる一切の事項についての責務を負います。

1 5. 要望及び苦情等の相談

当施設では、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

相談の受付は平日の 9:00～17:00 で行っています。電話（0835-26-5010）又は 1 階受付窓口にて申し込みください。

要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

その他、1 階エレベーター前に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し込みいただくこともできます。

お寄せいただいた要望・苦情等は関係部署ならび管理者に報告し、事故対策委員会にて協議後、改善方法を相談者及び関係者に報告します。また必要に応じ苑内に掲示します。

その他の相談窓口は以下の通りです。

- ・防府市高齢福祉課 TEL : 0835-25-2367 8:15～17:00（防府市寿町 7-1）
- ・山口県長寿社会課介護保険班 TEL : 083-933-2774 9:00～17:00（山口市滝町 1-1）
- ・山口県国民健康保険団体連合 TEL : 083-995-1010 9:00～17:00（山口市朝田 1980-7）

1 6. その他

当施設は 1 日も早く在宅で過ごしていただけるようにリハビリテーションを行って頂く施設です。積極的に外出や外泊も行って頂くようにお願いします。また、家族等も苑の行事にご参加やご協力をよろしくお願いします。

令和 6 年 4 月 1 日 改訂